

# 防災機能強化のための補助制度の創設

## 1. 趣旨

学校施設について、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。

## 2. 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、中等教育学校(後期課程)、高等学校

※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「屋外防災施設」のみ対象

## 3. 算定割合等

算定割合: 1/3      下限額: 400万円～上限額: 2億円 (過去急増市町村にあつては3億円)  
※自家発電設備に限り、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」  
(ただし1校500万円を上限とする)

## 4. 工事内容

- 建築非構造部材の耐震化工事
  - ・天井材等落下防止工事
  - ・設備機器の移動・転倒防止工事 等
- 児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事
  - ・避難経路や外階段の設置工事
  - ・転落防止のための柵、手すり等の設置工事 等
- 屋外防災施設
  - ・備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等
- その他防災機能
  - ・避難所指定校への自家発電設備(据え置き式に限る)の整備



非構造部材の耐震化



避難通路・階段



備蓄倉庫



自家発電機